

2025年度
第3回 理事会
資料-1

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A021726
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人企業情報化協会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	企業の情報化に関する調査研究及び表彰

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収 1	大会
収 2	受託

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他 1	会員サービス関係
他 2	調査研究(交流)

2. 個別事業の内容について

新様式

(1) 公益目的事業の種類及び内容

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等
公 1	企業の情報化に関する調査研究及び表彰

〔1〕事業の内容 <申請書記載事項>

1. 趣旨、目的

企業の情報化に関する調査研究を行い、その成果の普及推進を通じて、我が国の社会・経済および産業の健全な発展に寄与することを目的に活動を推進する。

また国民生活の利便性向上に寄与する社会インフラの高度化やセキュリティ・ガバナンスといった情報リテラシー向上への取り組みと、それに伴う高度人材の育成などをテーマ別に研究を進める。

本事業には、(ア)研究会事業、(イ)表彰事業及び(ウ)海外調査研究活動の各事業があるが、企業の情報化に関する調査研究を行い、その成果の普及推進を通じて、我が国の社会・経済および産業の健全な発展に寄与することを目的に行われることが共通していることから、一つにまとめた。

2. 事業内容

技術革新の潮流としてクラウドコンピューティングやスマートデバイスの活用が活発化し、国民生活のあらゆる分野での活用が推進されるとともに、フェースブック・ツイッターというSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の発展で新しいコミュニケーション手段が確立した。また、上記技術の進展により情報量の爆発的増大によるビッグデータの利活用も今後の国民生活向上に大きな成果が期待されている。

(ア) 調査研究事業

国民生活の利便性向上に寄与する社会インフラの高度化やセキュリティ・ガバナンスといった情報リテラシー向上への取り組みと、それに伴う高度人材の育成などをテーマ別に研究を進めていく。単一企業だけでは解決できない問題について、多数の企業の異なる知識や経験の集積によって課題解決のヒントを得る場を提供する。

【運営方法】研究会ごとに専門家で構成された企画委員会を設置して、研究テーマ、具体的な研究項目・内容や講師候補などを検討し決定している。企画委員会の委員は、会員の中からそれぞれ当該研究会のテーマに関し専門的知識を有する者になっていただいている。

(イ) 表彰事業

国民生活の社会インフラとして情報化促進に貢献している機関・企業を「IT賞」及び「Best Customer Support of The Year」として表彰する。

・IT賞は高度情報化を実現し経営革新に顕著な成果を収めた機関・企業を表彰し、我が国の情報化促進に寄与した証として顕彰する。

・カスタマーサポート表彰制度では、既に国民生活の社会インフラとなっているコンタクトセンターで顕著な成果を収めた機関・企業を表彰し、特に顧客に対するサポート・サービスに関して、創意工夫や先進的な試みを行い、他の模範となるべく顕著な成果をあげられた企業に対して「Best Customer Support of The Year」として表彰を行う。

【参加募集】

当会のホームページに参加募集の旨及び応募要綱を掲載している。一定の期日までに、所定の審査書類を電子データにて当会に置かれた IT 賞事務局あてに送付していただく。

【選考方法】

外部有識者を委員とする審査委員会によって審査を行っている。応募者が自ら設定したテーマ、目的や計画に対してどのようにして望ましい結果が得られたかを以下の項目に従い、具体的に説明していただき審査する。

- 1) IT 動向および業界動向にもとづく一般的背景認識
- 2) テーマの目的
- 3) テーマ設定の理由（自社固有の状況認識ないしは自社の戦略的要求）
- 4) 選択された方法、アプローチ、情報技術およびその選択理由
- 5) 推進組織、体制、推進手順、コスト
- 6) 目的に対する実現程度、成果およびその測定・評価の方法
- 7) 実施した経験にもとづく教訓、反省、学習、成長および後進に対するアドバイス
- 8) 今後の課題、展望

【公開方法】

受賞内容等を記載したプレスリリースを各新聞社・雑誌社に郵送するとともに当会のホームページに公開している。また、当会が主催する事例発表会、見学会、研究会及び当会の刊行する資料等において、その成果を公開する場合がある。

(ウ) 海外調査研究活動

海外における IT 活用の最新のトレンドを中心に AI やサイバーセキュリティ、サステナビリティなどの新潮流およびその利活用の方向性を研究する。

IT 技術については、技術革新のサイクルが大変短く、また、その技術革新がグローバル規模で発生する。そこで、海外の最新の技術やトレンドを調査研究することが、大変重要である。当会は、企業の情報化に関する調査研究及び開発を行い、その成果の普及推進を通じて、我が国の社会・経済および産業の健全な発展に寄与することを目的としている。従って海外の調査研究を推進し、参加者で意見交換を行い、その成果を公開することは、国民生活の利便性向上に寄与する社会インフラの高度化やセキュリティ・ガバナンスといった情報リテラシー向上、それに伴う高度人材の育成などに貢献すると考えている。

<2026 年度計画>

上記(ア)～(ウ)の事業を実施するため、次に掲げるテーマ別研究会及び表彰を実施する。

- (1) 第 20 期 サービスマネジメント研究会
- (2) 第 19 期 IT 人材活性化コンソーシアム
 - 2-1. 第 19 期 IT 人材活性化研究会
 - 2-2. 第 5 期 女性ネクストリーダー育成研究会
- (3) 第 15 期 ビジネスイノベーション研究会
- (4) 第 12 期 サイバーセキュリティ戦略マネジメント研究会
- (5) 第 11 期 デジタルビジネス推進研究会
- (6) 第 11 期 次世代経営幹部養成コース
- (7) 第 5 期 BPM 推進プロジェクト
 - 7-1. ビジネスプロセス改革入門セミナー
 - 7-2. 第 21 回 デジタル業務改革/BPM フォーラム
- (8) 第 6 期 デジタル技術実践研究会

(9) 第6回 IT協会 Digital Days

(10) IT協会設立45周年記念事業 第1期次世代デジタル人材像調査研究プロジェクト

(11) カスタマーサポート部門領域活動

11-1. 第26期 カスタマーサポート革新研究会

11-2. 第27回 カスタマーサポートシンポジウム

(12) 第15期 サービス・ホスピタリティ研究会

(13) 第44回 IT賞

(14) 第27期 カスタマーサポート表彰制度

3. 財源等

事業収益（研究会への参加費）をもって財源に充てており、不足額については、会費を充当している。

4. 業務委託

研究会のパンフレットの印刷、研究会のご案内等のホームページ作成を外部委託している。また、調査や研究会の運営について外部の専門機関を使用することがある。

注1 公益目的事業の内容については、ガイドライン第2章第2（申請書記載事項）に沿って記載してください。

注2 〔1〕に記載した内容を変更する場合、記載を変更するには、原則として変更認定申請が必要となります。

新様式

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業の種類及び内容について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	1
------	---	---

(2) 事業の種類について(別表該当性) < 申請書記載事項 >

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
01	本事業は、企業の情報化に関する調査研究及び開発を行い、その成果の普及並びに実施を促進することにより、わが国の社会・経済及び産業の健全な発展に寄与する点において、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」であるとする。

注1 公益目的事業の種類について公益認定を受けた場合、記載内容を変更するには、原則として変更認定申請が必要となります。

(3) 事業の公益性に関する説明

(本事業が公益目的及び不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))		
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(20)「19事業区分非該当」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明
事業区分	区分ごとのチェックポイント	<p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p> <p>その他説明事項</p>
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(ア)調査研究事業</p> <p>1. 定款に、企業の情報化に関する調査研究及び開発を行い、その成果の普及並びに実施を促進することにより、わが国の社会・経済及び産業の健全な発展に寄与することを目的とする旨を明記している。</p> <p>2. 研究会は、会員以外の者であっても参加が可能であり受益の機会は公開されている。</p> <p>3. 研究会は、調査研究をし、その成果である専門的知識の普及を行うためのものであり、確認行為は行っていない。なお、研究会は専門的知識を有するものが委員や講師を務めており、その質は確保されている。</p> <p>4. 一般の相場に照らしても、過大な報酬は支払っていない。</p>
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問い合わせに答ええないということはないか。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(ア)調査研究事業</p> <p>1. 定款に、企業の情報化に関する調査研究及び開発を行い、その成果の普及並びに実施を促進することにより、わが国の社会・経済及び産業の健全な発展に寄与することを目的とする旨を明記している。</p> <p>2. 研究会の名称・実施時期・テーマ等はホームページ、パンフレットにより公開されており、その成果は報告書にまとめ、外部からの問い合わせに回答している。</p> <p>3. 研究会は専門的知識を有するものが委員や講師を務めており、その質は確保されている。</p> <p>4. いわゆる丸投げの事実はない。</p>

(16) 表彰、コンクール	<p>1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めてないか></p>	<p>(イ)表彰事業</p> <p>1. 定款に、企業の情報化に関する調査研究及び開発を行い、その成果の普及並びに実施を促進することにより、わが国の社会・経済及び産業の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するための事業として、企業の情報化に関する普及啓蒙、研修及び表彰を行うことを明記している。</p> <p>2. 外部有識者を委員とする審査委員会によって厳格に審査を行っている。</p> <p>3. 審査委員会委員は、ITやコンタクトセンターに関する専門家であり、専門家が適切に関与している。</p> <p>4. 受賞者、受賞理由は、報道関係者に公表するとともにホームページにて公開している。</p> <p>5. 表彰者や候補者の金銭的な負担はない。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(ウ)海外調査研究活動</p> <p>1. 定款に、企業の情報化に関する調査研究及び開発を行い、その成果の普及並びに実施を促進することにより、わが国の社会・経済及び産業の健全な発展に寄与することを目的とする旨を明記している。</p> <p>2. 研究会は、会員以外の者であっても参加が可能であり受益の機会が公開されている。</p> <p>3. 研究会は、調査研究をし、その成果である専門的知識の普及を行うためのものであり、確認行為は行っていない。</p> <p>4. 一般の相場に照らしても、過大な報酬は支払っていない。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(ウ)海外調査研究活動</p> <p>1. 定款に、企業の情報化に関する調査研究及び開発を行い、その成果の普及並びに実施を促進することにより、わが国の社会・経済及び産業の健全な発展に寄与することを目的とする旨を明記している。</p> <p>2. 研究会の名称・実施時期・テーマ等はホームページ、パンフレットにより公開されており、その調査結果は報告書にまとめている。報告書は、いつでも閲覧が可能であり、外部からの問い合わせに対応している。</p> <p>3. 研究会は専門的知識を有するものが委員や講師を務めており、その質は確保されている。国内事前研修会を実施してから、海外現地調査をし、帰国後、国内事後研修会を行い、調査結果を報告書にまとめ発表している。IT技術については、技術革新のサイクルが大変短く、また、その技術革新がグローバル規模で発生するため、海外の最新の技術やトレンドを調査研究することが、大変重要である。</p> <p>4. いわゆる丸投げの事実はない。</p>	

注1 必要に応じ、事業計画等の記載を参照して、公益認定等ガイドライン第2章第2 申請書記載事項を参考に記載してください。

〔4〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(認定法第7条第2項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
収 1	大会	第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号
事業の内容		
<p>当会の年次大会として「IT戦略総合大会」を、またコンタクトセンター推進活動の年次大会として「カスタマーサポートシンポジウム」を開催する。</p> <p>IT戦略総合大会は「経営とITの融合を目指して」を統一テーマに掲げ、高度情報化に対応できる人材育成やCIO(情報統括役員)や情報システム部門長ならびにIT戦略会社の新たな研究促進を目的に実施する。</p> <p>また、カスタマーサポートシンポジウムでは「顧客価値創造を実現するカスタマーサポートを目指して」を統一テーマに、国民生活のサービス向上に資するための研究成果の発表やわが国を代表するコンタクトセンターの先進ユーザ事例・課題解決のためのツール・サービスの発表と優秀企業表彰制度授賞式典からなる総合大会を開催する。なお、優秀企業表彰制度授賞式典及び受賞者講演等は公益目的事業として実施する。</p> <p><2026年度計画></p> <p>(1) 第42回IT戦略総合大会</p> <p>(2) 第29回カスタマーサポートシンポジウム</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注1)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について(注2)		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(認定法第7条第2項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
収 2	受託	第4条第1項第2号、第3号及び第5号
事業の概要		
<p>当会が研究会などを通じて蓄積したノウハウなどを基に、コンタクトセンター開設支援 - 調査・コンサルテーション - や人材育成プログラムや資格認定制度の設計などの活動を推進する。また、クラウド活用やSNS社内活用研修などもサービスとして取り組んでいく。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注1)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について(注2)		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

(3) その他の事業(相互扶助等事業)について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
他 1	会員サービス関係	第4条第1項第3号、第4号及び第5号
事業の内容		
会員相互の情報交流を目的に年4回の会員交流会を開催。		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(認定法第7条第2項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業(相互扶助等事業)について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
他 2	調査研究(交流)	第4条第1項第1号、第3号、第4号
事業の内容		
<p>交流会活動は、次世代のCIO から中核人材の異業種交流まで幅広い交流活動を実施する。</p> <p>次世代CIO 交流では、経営とITの融合を実現し、わが国のIT活用に対する課題解決を目的として開催し、ITコア人材交流会では将来IT分野で活躍が期待されている中核人材(30歳~40歳)が知見や視野の拡大・将来につながる人脈形成と情報リテラシー向上を目的に開催する。</p> <p>【2026年度計画】</p> <p>(1) 第36次トップエグゼクティブミッション - CIO(情報統括役員)のための海外研究調査団</p> <p>(2) 第18期ITコア人材ネットワーク交流会</p> <p>(3) 第5次デジタルビジネス研究調査団</p> <p>(4) 第6期デジタル技術実践研究会</p> <p>(5) 第1回グループCIOネットワーク会議</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(認定法第7条第2項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。